

令和5年4月28日

第六管区海上保安本部

【目次】

| | | | |
|-------|--------------------------|--------------|---------|
| 第190項 | 瀬戸内海 | 岡山水道、水門湾 | 掘下げ作業 |
| 第191項 | 瀬戸内海 | 高松港東方、屋島湾 | 小型船操縦訓練 |
| 第192項 | 瀬戸内海 | 備讃瀬戸、味野港 | 水路測量 |
| 第193項 | 瀬戸内海 | 水島港 | 掘下げ作業 |
| 第194項 | 瀬戸内海 | 水島港 | 水路測量 |
| 第195項 | 瀬戸内海 | 広島港、第1区及び第2区 | 潜水作業 |
| 第196項 | 瀬戸内海 | 広島港、第3区 | 重量物荷役作業 |
| 第197項 | 瀬戸内海 | 徳山下松港、第4区 | 栈橋築造工事 |
| 第198項 | 瀬戸内海 | 徳山下松港、第3区 | 工事中岸壁存在 |
| お知らせ | G7広島サミット開催に伴う海上警備に関するお願い | | |

◎ この通報の位置情報は「世界測地系WGS-84」です。

◎ この通報はインターネット、電子メール（インターネットで登録）で配信しています。

また、航行警報もインターネットで入手できます。

インターネットアドレス <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/>

◎ 情報の通知について

航海上重要な事項（航路標識の異変、航路障害物の存在等）及び水路図誌の内容と相違する事柄に気付かれた方は、第六管区海上保安本部又は海上保安部署等に連絡をお願いいたします。

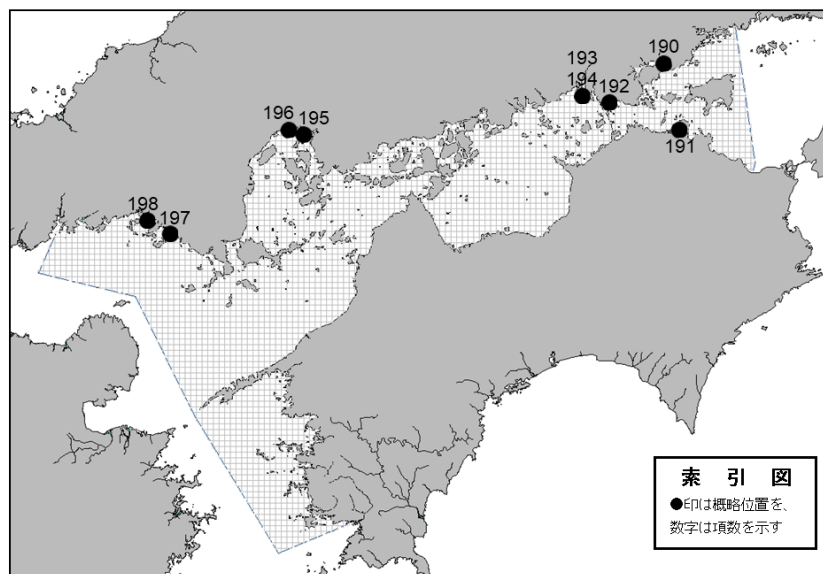
◎ 水路通報に関するお問い合わせは第六管区海上保安本部[電話(082)251-5111(内線2515)]まで。

★六管区水路通報の発行について

令和5年4月28日（金）第17号（本号）

令和5年5月 5日（金）休刊

令和5年5月12日（金）第18号



～ 海の事件・事故は 118番へ ～

★5年190項 瀬戸内海 — 岡山水道、水門湾 掘下げ作業

期間 令和5年5月1日～6月24日(予備日を含む)の日出～日没

区域 8地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 34-35-56N 134-02-55E(岸線上)
- (2) 34-36-00N 134-03-00E
- (3) 34-35-57N 134-03-03E
- (4) 34-35-54N 134-02-59E
- (5) 34-35-53N 134-03-00E
- (6) 34-35-40N 134-02-46E
- (7) 34-35-43N 134-02-43E
- (8) 34-35-51N 134-02-52E(防波堤先端)

備考 (1) 潜水士による磁気探査作業を伴う

(2) 警戒船を配置

海図 W155-W1114

出所 第六管区海上保安本部、玉野海上保安部



★5年191項 瀬戸内海 — 高松港東方、屋島湾 小型船操縦訓練

期間 令和5年5月13日、14日、27日、28日(予備日20日、21日)の日出～日没

位置 34-21-54N 134-07-00E 付近

備考 コースを示す浮標を設置

海図 W137A-JP137A

出所 第六管区海上保安本部



★5年192項 瀬戸内海 — 備讃瀬戸、味野港 水路測量

期間 令和5年5月18日～24日の内2日間

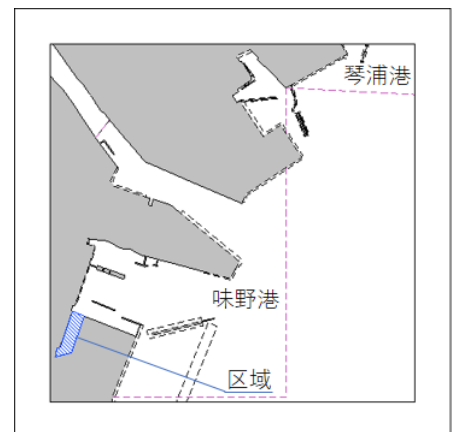
区域 2地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 34-27-32N 133-48-31E(岸線角)
- (2) 34-27-32N 133-48-29E(岸線角)

備考 作業船は「白紅白」の燕尾旗を掲揚

海図 W1371

出所 第六管区海上保安本部



★5年193項 瀬戸内海 — 水島港 掘下げ作業

期間 令和5年5月11日～6月23日(予備日を含む)の日出～日没

区域 4地点により囲まれる区域

(1) 34-28-46N 133-41-51E
 (2) 34-28-40N 133-41-49E
 (3) 34-28-42N 133-41-41E
 (4) 34-28-48N 133-41-43E

備考 (1) 作業はグラブ浚渫船(スパッド式)で実施
 (2) 作業時は原則143mの通航幅を確保する
 (3) 長さ143m以上の船舶が通航する場合は、当該船舶の1L以上の通航幅を確保する
 (4) 警戒船を配置

海図 W1127B-JP1127B

出所 水島港長



★5年194項 瀬戸内海 — 水島港 水路測量

期間1 令和5年5月15日～6月15日の内1日

区域1 6地点により囲まれる区域

(1) 34-28-46N 133-41-47E
 (2) 34-28-42N 133-41-43E
 (3) 34-28-43N 133-41-40E
 (4) 34-28-46N 133-41-41E
 (5) 34-28-48N 133-41-36E
 (6) 34-28-53N 133-41-39E

期間2 令和5年5月17日～8月25日の内1日

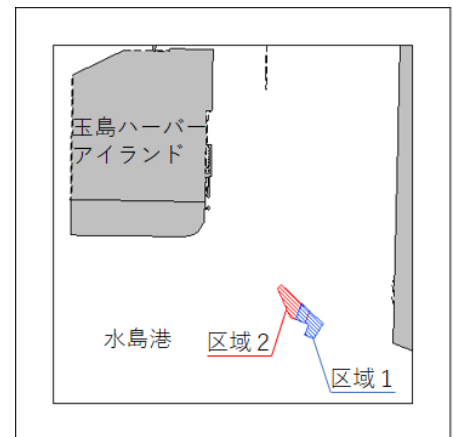
区域2 5地点により囲まれる区域

(1) 34-28-51N 133-41-42E
 (2) 34-28-47N 133-41-40E
 (3) 34-28-49N 133-41-34E
 (4) 34-28-58N 133-41-29E
 (5) 34-28-59N 133-41-31E

備考 測量船は「白紅白」の燕尾旗を掲揚

海図 W1127B-JP1127B

出所 第六管区海上保安本部



★5年195項 瀬戸内海 — 広島港、第1区及び第2区 潜水作業

期間 令和5年4月28日～5月12日、24日～26日(予備日27日～31日)

の日出～日没

区域1 9地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 34-20-57N 132-27-48E(岸線上)
- (2) 34-20-57N 132-27-51E
- (3) 34-21-03N 132-27-50E
- (4) 34-21-03N 132-27-53E
- (5) 34-20-44N 132-27-58E
- (6) 34-20-44N 132-27-54E
- (7) 34-20-53N 132-27-52E
- (8) 34-20-53N 132-27-49E
- (9) 34-20-54N 132-27-48E(岸線角)

区域2 6地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

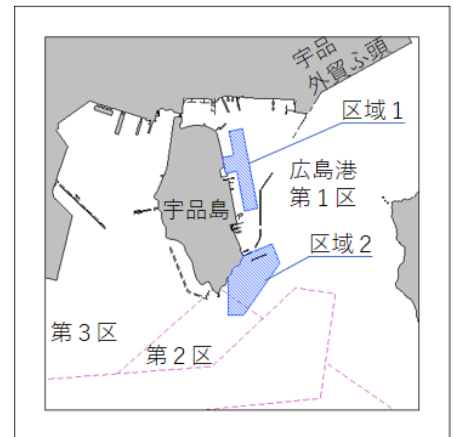
- (1) 34-20-33N 132-27-54E(岸線上)
- (2) 34-20-36N 132-28-02E
- (3) 34-20-31N 132-28-04E
- (4) 34-20-19N 132-27-54E
- (5) 34-20-19N 132-27-49E
- (6) 34-20-28N 132-27-49E(岸線上)

備考 (1) 作業区域を示す浮標を設置

(2) 警戒船を配置

海図 W1112A-JP1112A

出所 広島港長



★5年196項 瀬戸内海 — 広島港、第3区 重量物荷役作業

期間 令和5年5月10日(予備日11日～14日)の日出～日没

区域 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

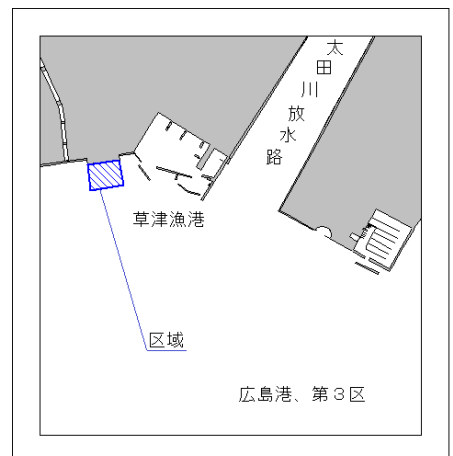
- (1) 34-21-45N 132-23-47E(岸線角)
- (2) 34-21-40N 132-23-48E
- (3) 34-21-39N 132-23-41E
- (4) 34-21-44N 132-23-39E(岸線角)

備考 (1) 作業船のアンカーワイヤーが水面下5mとなる位置に浮標を設置

(2) 警戒船を配置

海図 W1112A-JP1112A-W1112B-JP1112B

出所 広島港長



★5年197項 瀬戸内海 — 徳山下松港、第4区 棧橋築造工事

期間 令和5年8月31日まで

区域 4地点により囲まれる区域

(1) 33-58-40N 131-53-35E

(2) 33-58-13N 131-53-24E

(3) 33-58-18N 131-53-09E

(4) 33-58-43N 131-53-19E

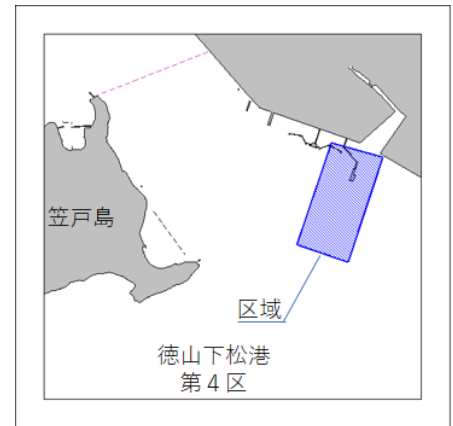
備考 (1) 夜間、作業船は区域内に停泊し、アンカーワイヤーが水面下16.9mとなる位置に黄色灯付浮標を設置

(2) 潜水作業を伴う

(3) 警戒船を配置

海図 W1133A

出所 徳山下松港長



★5年198項 瀬戸内海 — 徳山下松港、第3区 工事中岸壁存在

区域 2地点を結ぶ線を中心とする幅約16mの区域

(1) 34-01-37.2N 131-46-51.2E

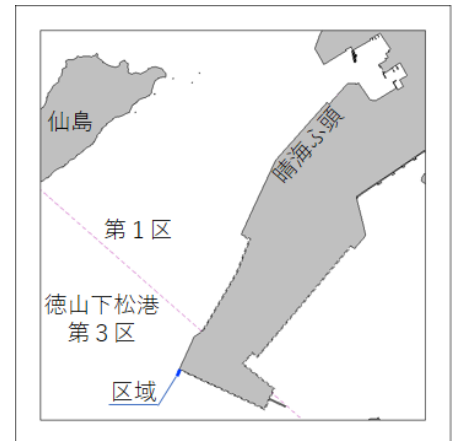
(2) 34-01-38.9N 131-46-52.2E (岸線上)

備考 (1) 高潮時に水没する

(2) ケーソンの位置を黄色灯で明示

海図 W1106-JP1106-W126-JP126

出所 第六管区海上保安本部



事前通報・航行自粛にご協力をお願いします！

グランドプリンスホテル広島(広島市南区元宇品町所在)周辺
海域・河口部周辺海域において、**海上警備を強化**します。

警備上の必要性から、**立入検査、職務質問等を実施する場合があります**ので、ご協力をお願いします。

特に厳重な警備を行いますので、下記期間中、**広島湾を航行予定の船舶**は、**以下の3点**についてご理解とご協力をお願いいたします。

① 航行予定の事前の通報(事前通報)

5月15日(月)～5月22日(月)サミット関連行事終了までの間、**広島港(事前通報対象海域)**を航行する予定の船舶は、

- ☑ 航行予定日の前日正午までに
- ☑ 事前通報用紙に必要事項をご記載のうえ
- ☑ FAX送信 FAX番号: 082-253-8475
- ☑ メール送信 アドレス: jcg-6kokoanzen2@gxb.mlit.go.jp
- ☑ または、六本部交通部に直接持込 により

5月8日(月)から
受付を開始します。



航行予定の事前の通報(事前通報)をお願いします。



- ※ 事前通報の詳細は、右のQRコードより「事前通報記入例」をご参照願います。
- ※ 事前通報が無い場合、現場海域での確認に時間を要する場合があります。

② 航行自粛海域における航行の自粛について

5月15日(月)～5月22日(月)サミット関連行事終了までの間、**広島港(事前通報対象海域)**を航行する予定の船舶は、**航行自粛海域**にみだりに立ち入らないようお願いします。

③ その他の海域における海上警備について

5月19日(金)～5月21日(日)のサミット期間中、**その他の海域**において、航行自粛を伴う海上警備を行う可能性があります。**海上警備へのご理解・ご協力をお願い致します。**

自主警備体制の強化にご協力をお願いします！

G7広島サミット開催に伴う海上警備にご協力を！
～海事・漁業・マリンレジャー等の関係者の皆様へ～

G7広島サミット開催に伴うテロ等の未然防止のため、**以下の措置の徹底**をお願いします。



◎ 「自主警備の強化」と「船舶管理の徹底」を！

- 臨海施設(海運事業者、マリーナ、漁協等)の管理者は、**不審物・不審事象の早期発見**のため、**巡回**や**不審者の侵入防止策**、**立入禁止区域の明示**、**手荷物検査**などを講じていただくようお願いします。
- 船の盗難及び不正使用を防止するため、**施錠**、**エンジンキーの確実な保管**、**船舶貸出時の身元確認等の徹底**をお願いします。

◎ 不審事象を発見したら直ちに通報を！

以下のようなことがあれば、直ちに「118番」又は最寄の海上保安部署に通報をお願いします。

ご不明な点はお問い合わせください

- ・ 身元が分からない人から船を貸してくれと頼まれた。
- ・ 船が盗まれた。
- ・ 日頃見かけない船がウロウロしているなど不審な船がいる。
- ・ 挙動不審な人、危険物や不審物を所持した人がある。
- ・ 不審物が置かれている。



第六管区海上保安本部
(電話082-251-5111)





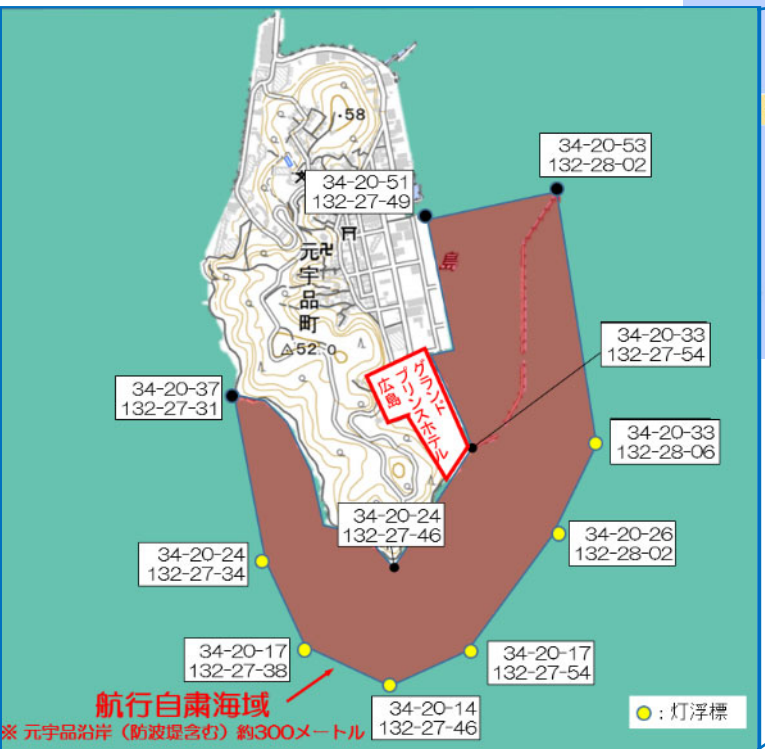
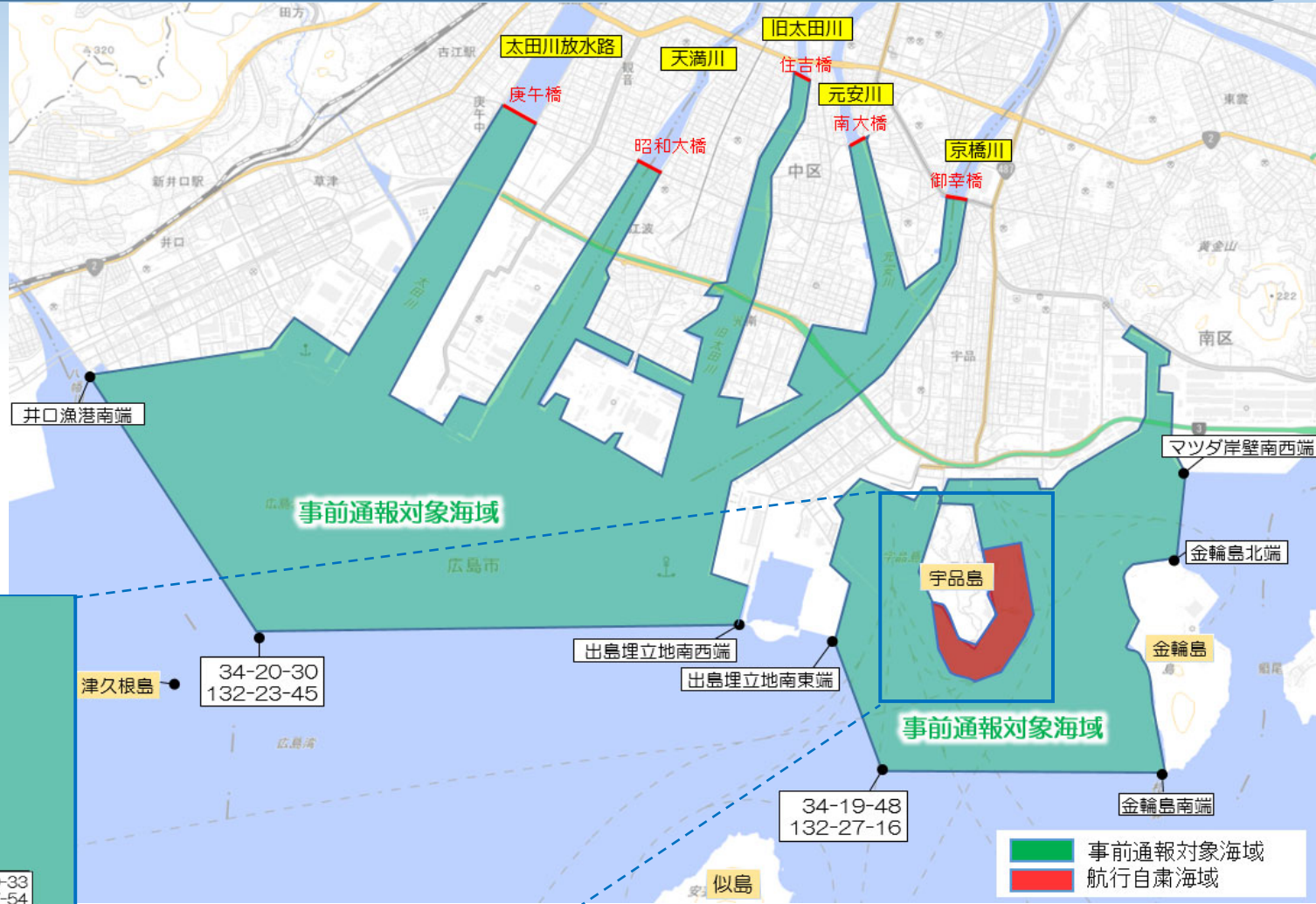
G7広島サミット開催に伴う海上警備にご協力を！

～広島湾を航行予定の海事・漁業・マリンレジャー等の関係者の皆様へ～

5月15日(月)～22日(月)に
事前通報対象海域を航行する
時は、事前通報をお忘れなく！



事前通報後、識別旗の
交付を受けることにな
った船舶は、識別旗を
お渡しますので、第
六管区海上保安本部
に取りに来ていただく
ことになります。
(AIS搭載船は除く)



5月15日(月)～22日(月)の間、
航行自粛海域に
みだりに立ち入らないでね！



その他の海域においても、航行自粛を伴う海上警備を
行う可能性があります。
海上警備へのご理解・ご協力をお願い致します。